

平成28年度第2回

新宿区みどりの推進審議会議事録

平成28年7月5日（火）

新宿区 みどり土木部 みどり公園課

平成28年度第2回新宿区みどりの推進審議会議事録

平成28年7月5日（火）

午前10時～午前11時45分

区役所本庁舎6階 第三委員会室

1 開 会

2 審 議

(1) 保護樹木等の指定及び解除について（その1）

（第1回審議会審議未了議案）

(2) 保護樹木等の指定及び解除について（その2）

（追加議案）

3 連絡事項

4 閉 会

○配付資料一覧

- 1 新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第13期）
- 2 保護樹木等の指定及び解除について（その1）
- 3 保護樹木等の指定及び解除について（その2）
- 4 指定及び解除審議対象樹木の写真（※回収資料）
- 5 新宿区みどりの条例及び同施行規則
- 6 みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック
- 7 新宿区みどりの基本計画（※回収資料）

審議会委員 11名

会 長	熊 谷 洋 一	副会長	興 水 肇
委 員	斎 藤 馨	委 員	渋 江 桂 子
委 員	吉 川 信 一	委 員	渡 辺 芳 子
委 員	小 野 栄 子	委 員	丹 羽 宗 弘
委 員	小 島 健 志	委 員	椎 名 豊 勝

委員 藤田 茂

◎開会

みどり公園課長 それでは皆様おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから平成28年度第2回新宿区みどりの推進審議会を始めさせていただきます。今回は急遽の開催とさせていただきますが、委員の皆様にはお忙しい中、御出席いただきまして本当にありがとうございます。

私は、本日、事務局を務めさせていただきます、みどり公園課長の依田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

まず初めに、開会に先立ちまして、本日の審議会の傍聴の許可と、資料の公開についてお諮りしたいと思います。

本日は、現時点で傍聴を希望される方はお見えになっておりませんが、本日の審議内容から公表しても支障はないと思われるため、公開とさせていただきたく、委員の皆様の御了承をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

みどり公園課長 ありがとうございます。

また、本日の資料ですが、資料4の指定及び解除審議樹木の写真につきましては、個人情報が含まれているため非公開としまして、それ以外は公開とさせていただきたく、御了承をお願いいたします。

(「はい」と呼ぶ者あり)

みどり公園課長 また、新宿区みどりの推進審議会は、新宿区みどりの条例第27条に基づきまして、新宿区におけるみどりの保護と育成に関する重要な事項を調査審議するための区長の附属機関です。このため、委員の皆様の御発言につきましては、みどりの推進審議会議事録として、区のホームページにおいて公開されます。あらかじめ御了承願います。

なお、本日の会議でございますが、12時を目途に終了したいと考えております。よろしく御協力のほどお願いいたします。

ここで、マイクの使用方法について御説明いたします。御発言の際にはお手元の4番のボタンを押してください。発言が終わりましたら5番を押して終了していただければと思います。

ここで、今回第2回の審議会を急遽開催させていただくことになりました経緯につきまし

て、事務局より御説明させていただきます。

前回、5月16日の第1回の審議会では、事務局の不手際などによりまして、保護樹木及び保護生垣の指定解除の審議が未了となってしまいました。

理由といたしましては、審議会にお諮りする前に既に伐採されてしまった保護樹木について、その伐採に至った経緯の説明が不十分であるとともに、指定解除の際には、審議会または小委員会にお諮りするという基本的な手続を事務局が踏んでいなかったためになります。

第1回審議会でこのことにつきまして、熊谷会長を初め各委員の皆様から審議会を軽視した事務処理を行った事務局に対しまして、大変厳しい御指摘をいただきました。まことに申しわけありませんでした。改めておわび申し上げます。

このことから、改めて保護樹木が伐採に至った経緯につきまして御説明させていただいた上で、御審議をいただくため、本日第2回の審議会を開催させていただき運びとなった次第です。

この間、熊谷会長には、御多忙のところお時間を割いていただき、事務局と調整をしていただくとともに、今後の審議会の運営に際しましては、ルールを徹底するよう改めて御指示をいただきました。本当にありがとうございました。

なお、保護樹木が伐採に至った経緯の詳細及び今後の事務局の方針につきましては、御審議の中で説明させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

では、これより議事進行を会長にお任せしたいと思います。熊谷会長よろしくお願いいたします。

熊谷会長 皆様おはようございます。

大変お忙しいところ、また非常に蒸し暑くて、過ごしづらいところ、朝早くからお集まりいただきましてありがとうございます。このような通常の日程スケジュールに沿った審議会ではなくて、前回から非常に時間もなく、この審議会を開催するということにつきましては、会長である私の議事進行等について大変不手際がございまして、経緯については、今事務局のほうで説明させていただきましたけれども、それはともかく、前もって審議会にお諮りする前に私が責任を持ってきちんと審議内容について、事務局と十分に打ち合わせをし、それからお諮りするということがなければいけないんでございますが、今回の場合は、事務局の担当の方が4月の人事異動でおかわりになったというようなこともいろいろな条件が重なって、大変御迷惑をおかけすることになりました。これは一重に私の責任でございますの

で、ここに皆様におわびを申し上げて、これからの審議に御協力のほどをお願いしたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、着座して進行を進めさせていただきます。

まず初めに、本日の出席状況について事務局から報告をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、本日の委員の出席状況について御報告いたします。

本日は、池邊委員、武山委員、鶴田委員から欠席の連絡をいただいております。また、現在、間座委員がお見えになっておりません。このため、本日は15名中11名の出席により審議会は成立しております。

熊谷会長 ありがとうございます。

次に、本日の資料について事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 皆様のお手元にございます資料について御説明いたします。

まず議事次第が一番上にA4で1枚になります。1枚めくっていただきまして、資料1、こちらがA4、1枚で、みどりの推進審議会委員の皆様の名簿になります。続きまして、資料2としまして、保護樹木等の指定及び解除について（その1）ということで、A4の資料の2、2-1、2-2を含めて3枚の資料となります。続きまして、右上の囲った資料3、こちらがA4の表のみ1枚の資料となります。続きまして、1枚めくっていただきまして、資料4、こちら指定及び解除対象樹木の写真になります。こちらがA4、表裏のカラーで3枚つづりになります。こちらは回収資料になりますので、終了後回収させていただきます。続きまして、資料5が、新宿区みどりの条例・同施行規則、A4の表裏で7枚の資料となります。続きまして、資料の6ですけれども、こちらは机の上に置かせていただきましたみどりの文化財（保護樹木等）の小冊子になります。また資料の7は、みどりの基本計画、回収資料として机の上に置かせていただいております冊子になります。

資料の不足がございましたら事務局までお知らせ願います。大丈夫でしょうか。

熊谷会長 ありがとうございます。

◎保護樹木等の指定及び解除について（その1）

（第1回審議会審議未了議案）

熊谷会長 それでは、議事を進めさせていただきます。

本日の審議事項は2件ございます。

審議の進め方でございますが、まず初めに、前回の第1回審議会で審議未了となっております

ました保護樹木等の指定及び解除について（その１）の御審議をいただきたいと思います。続いて、第１回審議会以降新たに出てまいりました保護樹木等の指定及び解除について（その２）の審議をお願いしたいと思います。

以上、２つの審議事項をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、本日の審議事項の１番、保護樹木等の指定及び解除について（その１）につきまして御説明させていただきます。

この議案は、先ほど御説明させていただきました第１回審議会で審議未了となり、改めて御審議をいただくものです。資料の２をごらんください。

第１回の審議会では、保護樹木の指定５件、７本につきましてはお認めいただきましたので、その後、６月３日付で保護樹木に指定させていただきました。こちらの資料２の資料の青字で印刷された部分となります。

本日、御審議いただくのは、保護樹木４件、６本及び保護生垣１件、１３メートルの指定解除となります。資料２の赤字で印刷された部分となります。

それでは、指定解除対象樹木及び生垣につきまして、担当から御説明させていただきます。

事務局担当 みどりの係長の柴田でございます。前回事務局の担当として不手際があったことを改めておわびします。申しわけございませんでした。

それでは、資料２について御説明いたします。

前回審議未了になった指定解除の件で、再度前方の画面、映像をごらんください。後ほど、あわせて資料４のお手元の資料も御確認ください。

保護樹木４件、６本、こちらに記載のとおり、No. １については樹勢の衰えが著しく、倒木の危険が高いためということで記載させていただいております。

２番でございます。平成１４年指定、ソメイヨシノ外２本、幹周り１．４メートル、こちらの指定解除の理由につきましては、前回と記載を変更してございます。既に伐採されており、保護樹木が存在しないためというふうに記載を変えさせていただきました。

３番でございます。こちらは、平成３年指定、ソメイヨシノ、１．８メートル、土地利用の支障になるためということでございます。

４番、こちらにつきましても、平成５年指定のイチヨウでございますが、既に伐採されており、保護樹木が存在しないためということで記載を変えさせていただいております。

それでは、１件目の解除対象樹木について御説明します。

指定番号H3-51のイイギリで、マンションの敷地内に生育しており、写真で見ると上のほうが枯れてしまって、葉っぱが1枚もないというところがございます。樹勢も衰え、幹がひび割れていて、枝葉が1枚もないような状況で、回復が難しい状況でございます。ごらんとおり腐朽が進んでいる状況が右の写真でございます。葉っぱが1枚もないというところがこちらでございます。

経過についてでございます。3月下旬に、所有者より、以前から調子が悪かったということを見てほしいとの相談がございました。翌日に現地を見たところ、上半分が枯れておりまして、回復が難しい状況なので、解除について検討してほしいとお伝えしたところ、後日、解除の申出書が提出されてございます。今現在、まだ木は残っておるんですけども、指定解除の手続が終われば撤去するという方向で検討してございます。

新宿七丁目の3本でございます。既に伐採されておるんですけども、その伐採前の状況でございます。基本的な大きさ、高さ、幹周りについては記載のとおりでございます。

H14-25、1本目でございます。枯れ枝が目立つ様子がこちらにありまして、コフキダケが根元にはえている状況で太枝の枯れが目立ち、倒木の危険性があるということでございました。

次が、精密診断を行った結果で腐朽率が58.5%という状況でございます。これは、不健全に該当しまして、倒木の危険性が高かったということでございます。

次が、2本目のH14-26でございます。こちらにつきましても、枯れ枝が目立ったり、根元にヒコバイが生えているような状況でございます。

これも精密診断を行っておりまして、区で行った腐朽診断結果は46.4%でございます。いわゆる50%に近いので不健全であったということでございます。

次、3本目のH14-27でございます。こちらにつきましても、枯れ枝が目立つような状況でございます。根元にはベッコウダケというきのこが生えているような状況で倒木の可能性があったということでございます。

腐朽率の判断でございますが、こちらも5割前後ということで44.3%ということでございます。不健全に近い数字でございます。

これら3本を含めて、駐車場に植栽されて植え鉢が狭いということもございまして、土壌がかなり少なく、平成14年に指定したものの、14年間の間に樹形が悪化してしまったということで腐朽が進んでしまったのではないかと思われま。

次は、新宿六丁目の一般宅のこちらの案件なんですけれども、土地利用に伴いまして指定

解除の申請が出されているものでございます。

ソメイヨシノにつきまして、上のほうがちょっと枯れているような状況でございまして、そういう意味でいうと樹勢がかなり弱まっているというところでございます。

ごらんのようにちょっと腐朽があったり、ちょっと枯れ枝が目立つような状況でございまして。4月下旬に、土地利用の支障になるためということで所有者さんから解除の申出書が出されまして、何とか残せないかというお願いをしたところ、敷地の真ん中にあり、なかなか残すのは難しいということでございました。

この保護樹木のほか、後ほど御説明する保護生垣についても指定解除の申出書が提出されております。生垣については後ほど御説明いたします。

下落合四丁目の一般宅のイチョウでございます。

こちらについては樹勢の衰え等はなかったんですけれども、近隣の住民から、越境と落ち葉、そういうところで苦情を十年來受けていたということを知っております。その旨、所有者さんも頑張って何とか維持管理されていたんですけれども、高齢になったということで維持管理が難しいというような状況でございまして、私どもの職員が3月末に巡回したところ、伐採されている状況に気がついたというところでございます。そこで申出書を後から出していただいたような状況でございます。

続きまして、保護生垣でございます。

こちらについては、先ほど新宿六丁目のソメイヨシノと同じ案件でございまして、土地利用上支障になるということで申出書が提出されております。

こちらにつきましては、枯れ枝もなく樹勢もいいような状況なんですけど、どうしても土地利用の支障になるということで解除申請書をいただいたんですが、こちらについても、まずは所有者さんと残置できないかということ交渉させていただきました。その回答が非常に難しいと、更地引き渡しで売買をしたいということでございます。あわせて、こちらの道路が区道でございまして、幅員的には2.5メートルから3.5メートルぐらいの幅員でございまして、建築基準法上でいうところの2項道路ということで、後退義務もあるということで、やはり残すのは難しいのかなというところでございます。

以上で説明は終了でございまして。詳しい経過については、みどり公園課長からご説明いたします。

みどり公園課長 それでは、引き続き保護樹木が審議会に諮る前に伐採されました経緯について、私のほうから御説明させていただきます。電気をつけてください。

資料2の資料で、赤い字で書いた保護樹木2-1、2-2、2-3のソメイヨシノが指定解除の理由に書いてありますとおり既に伐採されております。また、No.4のイチヨウも既に伐採されております。

それでは、その経緯につきまして、資料2-1に沿って説明させていただきます。

まず、No.2-1、2、3のソメイヨシノ3本の伐採の経緯になります。

平成27年8月31日に、マンションの管理人から区に連絡がありました。キノコが生えて樹勢が弱っているということで区が連絡を受けております。

9月7日に、区の職員による現地立ち会いを行いました。この時点で区は精密診断を行う必要があるということ判断しております。

10月13日に、区が委託によりまして支障枝の^{せんてい}剪定、地上部を軽くする^{せんてい}剪定を行っております。

10月23日、区が委託によりまして樹木の精密診断を実施いたしました。この際、区の職員も立ち会いしまして、その場で腐朽が判明したため、倒木の危険もあることや、今後の樹木の取り扱いについて検討してほしいと伝えました。なお、指定保護樹木の解除申出書は渡してはおりません。

11月18日、委託業者より診断結果が提出されました。区は所有者に、精密診断の結果、こちらは樹木医による精密診断の結果でございますが、腐朽率が50%前後であることと、伐採を検討する場合には、必ず事前に保護樹木の指定解除を受けるように電話にて説明いたしました。そして腐朽率のカルテを郵便にて所有者宛てに送付しております。

続きまして3月30日、所有者より樹木伐採の連絡が新宿区にありました。所有者より、3月1日に保護樹木3本を伐採したと区に連絡がありました。所有者によりますと、駐車場の敷地であって、強風により倒木の危険もあり、また人的な被害も予想されることから伐採したとお話でした。

4月12日に、区の職員が現地を確認しております。

4月22日、所有者から指定解除の申出書の提出を受けました。

こちらが、No.2-1、2-2、2-3の、ソメイヨシノ3本の伐採の経過となります。

続きまして、No.4のイチヨウの伐採に至った経緯です。

28年3月31日、みどり公園課の職員が巡回中に保護樹木が伐採されている状況を発見いたしました。所有者に連絡したところ、当該樹木は越境、落ち葉や病害虫について、10年来隣接住民から苦情を受けており、自分も高齢になったことから維持管理が困難となり、やむを

得ず伐採したとのお話でした。伐採は3月上旬とのお話でした。

4月15日に、区の職員により現地を確認しております。

5月10日、所有者より指定解除の申出書も提出を受けております。

伐採に至った経緯については以上となります。

続きまして、今回の事務局の不手際等を踏まえまして保護樹木等の解除における今後の対応について、資料2-2に沿って御説明させていただきます。

新宿区みどりの推進審議会事務局みどり公園課として、保護樹木等の解除における今後の対応について記述させていただきました。

このたびは、保護樹木の指定解除の手續に関しまして不手際があったことをお詫びいたします。

今後は、会長、委員から御指摘を受けたことを真摯に受けとめまして、指定の解除、伐採等につきまして、以下の手順を遵守いたします。

所有者からの指定解除の申出書を区が受けた時点で、必ず伐採する前に当審議会にお諮りする、もしくは緊急を要する場合には、小委員会にお諮りしてから対応することを徹底させていただきます。

また、今回の反省を踏まえまして、事前に樹木の腐朽などの相談を受けたところにつきましては、所有者等へ定期的に電話連絡する、もしくは現場で立ち会うなどの十分なフォローを行ってまいります。

審議会事務手續につきましても、改めて職員内部での意思統一を行うことも徹底させていただきます。

昨年度から、樹木医の資格を持つ当課職員が、巡回によりまして、区内全ての保護樹木を対象にしまして、大きさ・樹勢等につきまして順番に調査を行っております。あわせて未指定の樹木に関しましては、新たな保護樹木の指定のお願いも行っております。今後とも、区内の既存樹木の保護を一層推進してまいります。

なお、この対応につけ加えさせていただきたいと思いますが、今回は所有者が事前に相談を区にしましたが、先に樹木を伐採して手續を後から行ったケースがソメイヨシノのケースになりますが、このほかに区に何の相談もなしに伐採をして手續もしないケースでありますとか、また区に相談もなしに伐採し、後から手續を行うケースなど、何パターンか考えられます。このケースごとの細かな対応についても、きめ細かく新宿区のほうで明文化しまして、皆様に今後お示ししてまいりたいと思っております。区としても、万全な体制を敷きまして、

樹木の保護を図ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。
このたびは大変不手際があり申しわけございませんでした。

説明は以上となります。

熊谷会長 ありがとうございます。

今、事務局から、特に指定解除に関する現状と、それから特に伐採に至ったものについて、詳しく時系列的にその経緯を説明させていただきましたけれども、ここで、まず何か御質問、あるいは御意見を頂戴したいと思います。指定及び解除についてのその1につきまして、前審議会でお諮りすべき案件について、再度、本日の審議会で委員の方々に御意見、御質問をいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

椎名委員お願ひいたします。

椎名委員 ちょっと前回出なかったんで申しわけないんですけども、1番のイイギリですけども、樹勢の衰えが著しくというふうに書いてあるんですけども、写真は何月の写真ですか。わかりませんか。

事務局担当 3月の写真になります。

椎名委員 ああそうですか。そうですね、3月じゃちょっとわかりませんよね。本当なら4月の終わりぐらいの写真のほうがいいんだと思ひますね。もしかしたら、これ枯れているのかもしれないですよ。さっき枯れているという表現は、下に枯れているんだと書いてあります。これ3月の時点だと枯れているかどうかちょっとわからないんで、ちょっとこれ枯れているというのは表記としては余り好ましくないですね。4月の終わりだったら、もうこれで枯れているんですね。それで理由は、枯れてしまったので指定解除すると、こういうふうになるわけですね、これは……。

あと、私のほうからちょっとこのてんまつの見解ですけども、ほかの市でも、区でも、指定樹木、どこでもやっているんですよ。でも、やっぱり指定樹木についてこれだけきちんと議論をしている委員会というのはまずないと思ひます。これ、新宿区すばらしいことだと思ひますよ。でも、やっぱり新宿区としては、民間の緑をいかに守るかというのが新宿区の緑をふやす源泉なんです。これはもうすごい重要なことなんです。ほかの市では結構そういう関係じゃなくて、自然の緑なんかたくさんあるからあれなんですけれども、新宿の場合は、やはり人為的に植えた緑をどういうふうに育てるか、という問題なんです。ですから、これ、すごくよく管理されていることだなと思ひます。一つは、そういうことで審議が滞ったというのは、ある意味すばらしいことだなと思ひます。

それで、ソメイヨシノ3本をちょっと見させていただいたんですけれども、駐車場、新宿、土地が高いですので、もうこのぐらいで木は我慢してもらって、駐車場のなるべく稼働率を上げると、これは土地の所有者として当たり前のことです。あとは、どうですかね、やっぱり土壌、これは今始まったことじゃないんで、できれば何か、樹木に対する地上部の対策はいろいろなことを講じることができるようになりましたね、これ、大分いろいろ枯れ枝の撤去とか、そういうのは区でやれるようになったんですけれども、本質的に言えば、土壌の狭さが、昔は、舗装しても舗装の下で伸びるようになっていたんですけれども、今はもうほとんどそれが無理ですので、やっぱりこういう状況の樹木って保護樹木でいっぱいあると思うんです。そうすると、やっぱりこういう狭悪な土壌条件、やっぱり木は土壌条件で育っているんです。幹や枝葉などの上部のいろいろな症状もありますけれども、土壌の広さとか、その質とか、そういうものでやっていますので、こういうものに対して今後どういうふうにかケアしていくのかということ、でも仕事がいっぱいふえちゃって申しわけないんですけれども、こういう議論が深まってくると、こういうことも視野に入ってくるんです。そうすると、やっぱりこの土壌を土地利用との関係でどういうふうに補完して、土地利用が阻害されると、稼働率が下がってしまうということも含めて、もちろん木としての土壌の良好なものを確保してあげるといことも含めて、これはやっぱり3カ所とも何か同じような傾向でございませよ。ですから、そこら辺もうちょっとどうしたらいいのかなと思います。でも、これ、やっぱり保護樹木の対策では、恐らく日本全国では新宿が先手を切っていると思うんです。先頭を走っていると思います。都市化がどんどんどんどん進みますと、やっぱり保護樹木、こういうところで問題になってくると、それをやっぱりどういうふうに解決していくかというのは大きな問題になると思います。

それと、あとは、区の職員がいろいろな相談を受けたときに、審議会との関係をどうするかと、こういう問題もやっていますので、伐採か存続かのゼロワンというか、どっちかにしなきゃいけないなんて、それだけじゃなくて、これ途中の問題だと思っんです。この途中の問題についても、審議会では何か御協力できることがあればやっていくべきだと思っんです。そういう点では、今回のことを踏まえて、今後の対応をいろいろ書いてありますけれども、何かとてもいいことだなと思っんです。ぜひこれはやっていただきたいなと思っんです。

あとは、概念というか、名称というか、そういうものも何か保護樹木と、経過木、何て言うんですか、何かそういう概念も決めたほうがわかりやすいんですかね。経過木についてはどういうふうか、指定木と解除木、この2つですよ。ゼロワンですよ。その間のものが

あって、それをどういうふうにしていくかというのを何か概念としてきちんとして、そのところはどこまで面倒を見るかという問題もありますよね、お金の問題もありますので、そういうことを決めていけば何かいいかなと思いますね。

何度も言いますが、恐らくこんなことやっているのは新宿だけです。ですから、ぜひ頑張っていたきたいなというふうに思います。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

大変温かなお言葉をいただいて、審議会のほかの委員の方も感動していらっしゃるんじゃないかと思いますが、でもおっしゃったように、新宿区は大変一生懸命事務局も含めて頑張っているんですけど、それだけに厳しい判断もしないといけないので、審議会の委員のメンバーの方には大変御負担になるかもしれませんけれども、ぜひひとつよろしくお願ひしたいと思います。

3番については、いかがでしょうか。これについては、委員の方から御意見を伺い、伐採やむなしということであれば、できるだけ早く解除の手続をさせていただきたいと思います。

椎名委員お願いいたします。

椎名委員 これ、次のスライドはどんなのでしたっけ。その次は、その次、これがそうですか、何かレジストグラフのデータがありましたよね。

みどり公園課長 あれはNo. 2になります。

椎名委員 そうですか。44%というのがありましたね。50%と44%というのがありました。

みどり公園課長 ソメイヨシノで既に伐採されたものです。

椎名委員 これは2ですか。

みどり公園課長 これは2です。

椎名委員 2ですか、はい。44.3%というのは、余り出さないほうがいいと思います。腐朽率50%以上は倒木の危険が高くなると言っていますが、腐朽率というのは毎年変わるんです。ということは、表皮が成長していきますと、ソメイヨシノは成長率がいいと年間で8センチとか10センチとか幹周りがふえてきますので、腐朽がそのままですと腐朽率が下がってくるんです。下がってくると、要するに生き返ったじゃないかと、倒れる危険性が少なくなったじゃないかというふうになりますので、やっぱりその成長の度合いとか何かを、もうちょっと活力の度合いと腐朽率をちょっと勘案しないと44%というのはなかなか難しいかなと思います。そういう点では、伐採の根拠として44.3%っていうのは書かないほうがいいのかなと

いうふうにも思います。もう伐採しちゃったものですから、しょうがないことはしょうがないんですけども、あえてここの資料として書かないほうがいいかなと私は思います。

熊谷会長 ありがとうございます。

渡辺委員お願いいたします。

渡辺委員 ちょっと資料を見ますと、ソメイヨシノなんですけれども、2-1と2と3ですか、これにつきまして、指定したのが平成14年ですよ。指定してまだ14年ぐらいで伐採するというのは、何か指定していただくときはうれしくてしていただくんですけども、たったの十数年で切ってしまうというのは、何かちょっと、それをこちらに黙ってなされたようで、指定していただいた後のメンテですか、自分たちやっていて、ちょっと意識が薄れるのかなということを感じました。あとの1本についてもそうなんですけれども。ですから、助成金を振り込むときに何かあったら区のほうに必ず連絡ということを1項目つけ加えたらどうかと思って拝見いたしておりました。

熊谷会長 ありがとうございます。

今の御意見について何か事務局のほうでございませうか。

みどり公園課長 13年たって少し薄れたんじゃないかといった御意見もございました。毎年補助金の申請書をお送りする際に必ず必要な情報はPRしているところではございますが、もっとこれは薄れるといったことのないようにしっかり今の御意見を踏まえてしていきたいと考えてございます。

熊谷会長 あと、ソメイヨシノは、そもそも寿命はそんなに長くないんですよ。だから、その辺も大変立派に、特に高齢になってくると花も大変細かくてきれいになって、一斉に咲くので、サクラの木としては立派でいいんですけども、実はしばらくすると高齢化し過ぎちゃって、そういう寿命のあることもあるので、指定のときにももう少し、逆に言えば、この指定に出てきた時点で専門の方とか委員の御意見を十分に聞いて、立派な木であれば、できるだけその辺も、樹勢だけじゃなくて寿命とか、それから環境のことをよく考えて指定を許可すると言いますか、申請を受けると、何かそういうふうにもう少しこの段階の判断でも十分に議論をしていただいたほうがいいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかに、斎藤委員お願いします。

斎藤委員 椎名委員と渡辺委員から御意見があった2のソメイヨシノなんですけれども、これ解除された後に、植えますをつぶして、駐車場を区画し直してふやすよりは、これだけ大きい木がずっとあったという場所なので、そこをうまくまた次の後継樹に使うとか、そういう

ことにつながるようなことがあると、非常に今ある保護樹木のいわゆるスペース、そこがちょっと気になって。というのは、先ほど渡辺委員もおっしゃったように、14年に指定されたとき、多分植えますはもっと大きかったりして、その後舗装されてぎちぎちまで絞られて、それで枯れたとか、ちょっと勝手な推測なんですけれども、いろいろなパターンがあり得ると思うんですけれども、せっかく一旦立派な木があるということで指定された場所について、ケース・バイ・ケースで庭で近隣に迷惑をかけるということで切っちゃったというのももちろんあるんですけれども、その空間に対して、やっぱり次を育てていくという、奨励するようなこととセットになっていると、何かもう少し違うのかなという、ちょっと気づいたことなんです。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

城倉元課長。

事務局担当 実際に、今も指定解除や新しい木について見て回っているところなんですけれども、以前は、サクラだとか、ほかの木も幹周りさえ基準を満たしていれば指定申請をしているようなところがありました。特にサクラなんかもそういうところがあったんですけれども、今は、やはり健全に生育しているということはもちろん、それから、今後、例えば10年、20年たってもちゃんと育つ環境が確保されているかどうかというところまで判断して申請をしていただくような体制にしつつあるというか、そういう持っていく方をしているところです。

あとは、先ほどの生垣でもあったように、2項道路にかかるような部分は指定しない、それから隣地との境界にあって、将来大きくなったときに隣地に葉が出るぐらいはしょうがないとしても、根元が膨らんで根元が隣地に行くようなものは指定をしていかないという方向で、やはり永くそこへとどまれるような考え方で指定申請をしていただくというような感じにしていきたいと考えています。

ここの、サクラも、今、斎藤委員からそういうお話しあったんですけれども、その後の追跡調査をしていませんけれども、この敷地はもっと奥のほうに結構広い空間がありまして、その中に確か3本か4本、ほかにもサクラではないんですけれども保護樹木があります。ここのマンションの理事会なり、管理者はやたらに切っているわけじゃなくて、安全の問題があるからここは切るけれども、ほかのところの木は大事に育てていくという考え方でやっているようなので、そちらはそちらで頑張ってみ守っていききたいと考えております。

熊谷会長 吉川委員。

吉川委員 いろいろお話聞かせていただきました。人口的な構成で言えば、新宿区は高齢化社会になりつつございますので、そういった意味で、保護樹木を所有している方も、先ほど高齢のためやりにくくなったというお話がございましたので、保護樹木所有者の年齢がやっぱり高齢化しつつあるのかお聞きしたいと思います。

それとまた、高齢化しつつあるならば、それに対する対策も講じていかなければ、だんだん保護樹木すたれてしまうんじゃないかと思うのでございますので、その辺について御見解をお話聞かせていただきたいと思います。

熊谷会長 城倉元課長。

事務局担当 確かに所有者が高齢化しているということはあります。先ほどのイチョウの木なんかも、やはり落ち葉の時期は毎日のように掃除をしないとやっていけない。もう腰が痛くなるとかいう話も聞いております。それから、実際に隣で苦情を言ってくる方も高齢化をして、自宅に落ちてくるのも掃ききれないというような状況の中で木が生育しているというようなところがあります。なかなか難しいんですけれども、中にはきちんと代がわりをして、所有者としては、きちんとそれでも今後も保護していきたいという方もいらっしゃるのです、なかなか難しい問題かなと思います。

区としてどんな支援ができるのか、今は、保護樹林に指定されているものについては、落ち葉については集めていただいたものの処分は区でやっていますけれども、どこまで広げていけるのか、どんな対策があるのかは今後も考えていきたいと思います。なかなか経費のかかることなので、いい案があって、すぐにそれが実行するというのはなかなか難しいところはありますけれども、何かそういうところで、区でどれだけお手伝いできるのかということは今後も検討していきたいと思っております。

熊谷会長 吉川委員。

吉川委員 ぜひ、今後の問題として考えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

熊谷会長 ほかに何かございますでしょうか。

渋江委員お願いいたします。

渋江委員 渋江です。

資料2-2の御説明があったときに、今後、保護樹木の解除について少し明文化されるということでしたので、大変わかりやすくなるのでぜひともお願いしたいと思います。

そして椎名委員、そして渡辺委員、そして先ほどの城倉元課長さんがおっしゃっていたよ

うな、指定方法等もあわせて、あるいは助成金を支給されるときの件、渡辺委員もおっしゃいましたけれども、前回、私もちょっとお話しさせていただいたんですが、例えば10本以上の指定樹木があるところなどは、きちんと管理がされているのか、ネームプレートの確認ですとか、保護樹木の位置や、きちんと健全に育っているのか等も簡単に御報告いただけるようなシステムをつかって、明文化の中にあわせて入れていただければと思います。御検討いただければと思います。

以上です。

熊谷会長 事務局お願いします。

みどり公園課長 今、渋江委員から御提案ありましたが、先ほどの明文化に加えまして、指定方法、また支給に対する情報の強化とか、そういったものも明文化を考えていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

熊谷会長 副会長お願いします。

興水副会長 今回のことは、条例を見ますと、届け出する前に切っちゃったというものです。これ条例を見ますと、やっぱり条例違反なんです。32条違反です。保護樹木を届け出なく伐採したというケースです。こういうことに関しては、このケースに関しては、審議会の議を経て文書で警告することができる、警告するんだよね、これ、所有者に対して、けしからんだらうと。区長名で警告するということができるんですけども、それについて、この審議会ではどうするかという話が一つと、事務局に、もし、この条例32条違反に関して何か考えがあればお聞かせをいただきたいというのが一つ。

それから、保護樹木の制度というのはやっぱり土地所有者の方の好意と善意によって成り立っているわけですから、余り厳しくやるのもいかがかなという話もありますけれども、でも一方で条例があるわけですから、条例を無視するわけにはいかない。だから、この条例を区の職員、事務局は絶対守らなきゃいけないわけですね、区の職員ですから。条例は遵守しなきゃいけないと、ところが手続に違反しているわけですね。小委員会に諮らなかつた、審議会に諮らなかつた、事務局が事務局の独断で伐採を許してしまったかのようなことが起こってしまった。これやっぱり条例にちょっとおとる行為だ。それに対して、手続ちょっと間違っただけで、おわびしますというふうに資料2-2ではなっているんですけども、おわびで済むのかということですね。私はおわびでは済まないだろうと思っています。ちょっと厳しい意見ですけども。やっぱりそれなりのきちんとした対応がなされなきゃいけない。今後の対応の資料を見ても、その辺の反省と今後このようなことが起きないようにしますと

いうことは、文字では書かれているんですけども、どこまでそれが守られ、この条例を守っていただけるかどうかということに対する厳しい覚悟と決意が何か書かれていないのかなという気がいたします。所有者に対する問題と、それから職員、課内での問題と、その2つについて事務局の見解をお伺いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

熊谷会長 課長をお願いします。

みどり公園課長 今回の文書に書いた以外のこととして口頭でつけ加えさせていただいた内容を明文化するといった話がありますが、基本的に、区に相談もなしに伐採してしまい、届けもしないといったケースが一番悪質なケースと考えております。また、区に相談もなしに伐採したけれども、後で届け出をしたといったケースもあると思います。この2つに関しては、かなり悪質な部類に入るのかなと事務局のほうでは整理しております。また、今回の件に関しましては、区に相談がありまして、そして区のほうでもいろいろ相談に乗りまして、その後少し期間があいておりますので、区のほうでも、本来できることがもっとあったかなということは反省しております次第です。ですので、今回に関しましては、事務局としましては、文書での警告まではしなくて、区の体制も見直しながら今後のルールづくりをしっかりと進めながらということで整理はしております。ただし、これから明文化と先ほど申し上げましたけれども、本当に悪意があって、確信犯のような形でやられたものに関しましては断固文書で警告等の条例に基づいた手続をとってまいりたいと考えております。こちらのケースにつきましても、次回、明文化のときにしっかりお示しできたらと考えております。

以上です。

熊谷会長 副会長。

興水副会長 小委員会を開かなかつたこと、あるいは審議会に諮らなかつたことに関しては、職員に対して条例違反というふうにはならないんでしょうか。手続違反にならないんでしょうか。

みどり公園課長 先ほど経緯のほうにお書きしたところですが、基本的には、解除の申請が出てから小委員会に諮るとか、こちらの審議会に諮るといった意識が職員のほうにありました。ただ実際は、11月18日の時点で樹木医による診断も出ておりまして、区のほうも状況はわかっていたわけですので、この時点で小委員会に諮るといった選択肢もあったと思います。その辺のところを、解除申請が出る前でしたので、職員のほうも既成概念がありまして、うまく動けなかつたということがありますが、先ほど委員の御指摘もありましたとおり、解除申請が出る前の段階のもの、判断を要するものの扱い、そういうことも含めて検討してまいり

たいと思っております。

輿水副会長 わかりました。議事録にしっかり残しておいてください。

それから、先ほど管理費がなくて、落ち葉の問題がなかなか苦慮されているというお話があったんですけども、ちょっとお伺いしたいんですけども、保護樹木1本につき9,000円という助成金は、今でも出しているのでしょうか。そうしますと、今約1,000本あるということですので、900万円、1,000万円近く保護樹木にお金を払っているということになりますか。

熊谷会長 はい。

事務局担当 所有者が木を1本持っているときは9,000円です。2本になると2本目からは半額4,500円になります。最大9万円までとなります。ですから、19本以上は一緒になります。9万円が上限ということになります。

輿水副会長 伺いたかった趣旨は、実は、諸外国では、特に落葉樹の多い北のほうの国、ヨーロッパとか北米のほうですと落ち葉対策とても困っているんです。そうすると、小さな小型の掃除機みたいなもので吸い取っちゃうんです。そして、それをトラックに詰めて、それで森に捨てちゃうとかやっているんです。それはそんなに難しくないです。それから人間が背負って吸い取る機械もあるんです。背中に袋があって、そこに落ち葉を集めちゃう、それ大変かさが増しますから、袋に詰める前にディスポーザーみたいなので細かく葉っぱを砕いて袋に詰めちゃうという機械すら開発されている。それはそんなに高くない。今のお金で十分買えるんじゃないかなと思うんです。ですから、ちょっと研究をしていただいて、新宿区はそういう保護樹木に対して先進的に取り組んでいるということなので、ぜひ落ち葉対策についても斬新なアイデアを出していただいて、お金、予算を有効に活用していただくということも考えてはどうなんでしょうか。もうヨーロッパ、アメリカなんかでも相当進んでいますから、ぜひそれは御検討いただきたいと思っていますので、今の予算で十分できると私は思っていますのでよろしくお願いをいたします。

みどり公園課長 先ほど、高齢化対策の御意見もいただきましたので、そういうことも含めて外国の事例なども研究して、対策を検討していきたいと思えます。よろしくお願いをいたします。

輿水副会長 ありがとうございます。

熊谷会長 ほかに何か御質問、あるいは御意見ございますか。

藤田委員お願いをいたします。

藤田委員 サクラの件なんですけれども、やはり指定したときはあんなに小さな植えますじゃなかったのかなとも思っていますし、あんな小さくなったのがいつなのか、そういったときに、何らかの対策がとられていればあそこまでならなかった可能性もあるので、そういった土地の改変みたいなときに、何か相談を受けるとか、そんな窓口があつて多少何かできればあそこまで行かないで済んだ可能性あるなというふうにはちょっと思っているんですけどもね。その辺は、いかがですかね。

熊谷会長 課長お願いします。

みどり公園課長 指定してからのきめ細やかなフォローと言いますか、そういったものが本当に不十分であったということは事務局で反省しております。今、最後に申しあげましたとおり、職員が巡回して、また今の状況を見たりということは始めております。ただし、たくさんありますので、順番に回って、その全部が周りきれのが少し期間がかかる状態ではありますが、フォロー体制につきましては、しっかり考えていきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

熊谷会長 よろしいでしょうか。

それでは、前回の審議未了になっておりました案件につきまして、今再度御審議をいただきましたが、事務局から御提案をさせていただきました解除について、4件、6本でしょうか、これについてはお認めをいただけますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

熊谷会長 ありがとうございます。

それでは、原案のとおりお認めをいただいたということにさせていただきます。

特に、3番目の土地利用の支障になるため、解除待ちをされている所有者の方には、本日の審議会の結論をもって速やかに御連絡をしていただく、あるいは何かつけ加えることがあればつけ加えて所有者にお知らせをいただくということにさせていただきます。

◎保護樹木等の指定及び解除について（その2）

（追加議案）

熊谷会長 それでは、続きまして、次の審議事項に移りたいと思います。

保護樹木等の指定及び解除について（その2）の御審議をお願いいたします。

説明をお願いいたします。

事務局担当 それでは、資料3について御説明いたします。

照明を消してください。前方の映像をごらんください。

2番目の議案として、平成28年5月17日から平成28年7月5日までに、保護樹木の指定同意及び指定解除の届け出がございました案件について御説明いたします。

公有地及び民有地の保護樹木等の指定及び解除件数ということで、公有地についてはございません。

保護樹木に関しましては、指定が2件、指定本数8本、解除件数2件、解除本数2本。

保護樹林については、ございません。

保護生垣については、解除件数が1件、解除延長が23メートルでございます。

では、保護樹木の指定についてでございます。

保護樹木は、樹木が健全でかつ美観上すぐれている樹木のうち、地上1.5メートルの高さにおける幹周りが1.2メートル以上の樹木を指定の対象にしております。

今回は、No. 1が、高田馬場にある諏訪神社の中にある樹木でございまして、合計5本でございます。

2番目が、民有地の中にあり、下落合三丁目東公園の隣接する民有地にある樹木、3本でございます。

諏訪神社の中にある候補5本ということで、こちらに5本でございます。

まず1件目は、ムクノキで、高さ10メートル、幹周り1.95メートルということで非常に立派な木でございます。樹勢も良好でございまして、幹の状況も非常に良好でございます。

次は、2本目でございます。イチョウでございます。高さ12メートル、幹周りが1.8メートル、樹皮の容姿もこのようなことでございまして、特に腐朽等も見られませんし、根の周りも十分な生育空間が確保されております。

候補3もイチョウでございます。ちょっと群生しておりますが、こちらが今回指定候補になっている樹木でございます。高さ12メートル、幹周りが1.44メートル、樹皮の容姿としては、このような様子でございまして、特に腐朽等は見られませんし、根張りも良好でございます。

候補の4はイヌシデでございます。高さ12メートル、幹周りが2.05メートルということで、樹皮の容姿はこのような様子でございまして、根元の幹の空洞も心配するほどではないというところでございます。

諏訪神社の最後、候補の5番目、クロマツでございます。高さ13メートル、幹周りが1.6メートルということで、樹木に囲まれてはいるんですけれども、樹皮の容姿は良好でござい

まして、根の張りも良好でございます。

2件目でございます。3本でございます。こちらが公園になっておりまして、公園に隣接した民有地に植わっている3本でございます。

候補の1につきましてはコブシ、映像ではちょっと公園の木と混じっていますが、ここにあるのがコブシでございます。高さ9.1メートル、幹周りが1.5メートルでございます。近接して撮った状況でございますが、樹勢は良好、幹の周りも良好でございます。

候補の2番目でございます。シラカシでございます。高さ12メートル、幹周りが1.7メートルということで、樹皮もこのような状況で良好でございます。根元についても良好でございます。

候補の3番目ということでコブシでございます。高さが10メートル、幹周りが1.36メートルということで、こちらも樹皮は良好でございます、根元も良好でございます。

指定については、以上でございます。

続きまして、保護樹木の指定解除ということで、2件でございます。

まず、平成2年に指定されたソメイヨシノでございます。こちらは、樹木全体が私道側に傾いて倒木の危険性が高い状況にあります。所在は西落合の一丁目でございます。

もう一つは、昭和48年に指定されたケヤキでございます。早稲田大学の敷地内にあるものなのですが、敷地境界に生育して、根元は越境していたり、枝葉も越境しているような状況でございます、近接からいろいろと要望されているようでございます。これは西早稲田の一丁目でございます。

ソメイヨシノについては、ごらんとおり、これが私道でございます、既に斜めに傾いているような状況で、非常に樹勢が衰えているような状況でございます。樹木を支える^{ひかえ}控^ぎ木を設置すると通行ができなくなってしまう状況でございます。

根元についても、このような状況でございます、悪くはないですし、ただちょっとこの辺が腐朽が進んでいるような状況が見られまして、こちらの枯れ枝がちょっとあったり、これは5月に撮っているんですが、非常にこういうような状況、葉っぱも少ないような状況でございます。

こちら精密診断の結果、腐朽率が59.4%ということなので、非常に不健全であるという結果が出ております。こちらについては、伐採も含めた検討をしてほしいということで伝えてございまして、6月23日に解除の申出書が提出されております。

次は、早稲田大学の敷地内にある昭和48年に指定したケヤキでございます。こちらについ

でも、このような巨木ではございますが、ここ今建物がなくなっておりまして、これ学生さんが通る通路でございます。この辺が文学部の建物があるところなんですけれども、ちょうど敷地境界に生えているような樹木でございます。

これが、越境している状況というか、根が出張っている状況でございまして、ちょうどこれが早稲田大学の塀なんですけれども、もう根が隣地側に出ちゃっている状況でございます。

ちょうどこれは傾いているような状況なんですけれども、この辺が越境部になりまして、こちらが今学校の学生さんが通る通路で、この辺が出張っているような状況でございます。ちょっとこれわかりにくいですが、これがその樹木です。

経過について説明いたします。

これは、6月27日に、早稲田大学より、保護樹木を解除したいという連絡がございました。この樹木に関しては、今御説明したとおり、隣接地に生育しているところにございまして、根元が隣接地に張り出しているような状況でございます。先ほど説明したとおり、隣接地がちょうど建物が解体されたような状況でございまして、新たな建物を建てたいということから、何らかの対応をしてほしいということをお早稲田大学に強く要望されたようでございます。大学側に関しては、これは対応せざるを得ないということでございまして、区としては、残す手段はないだろうかということも検討したんですけれども、なかなか敷地状況も含めて難しいなというところで、解除申出を受け付けた状況でございます。

次は、保護生垣でございます。これ、先ほど指定解除とは別件でございまして、新たな申請でございます。

1件で23メートル、サワラの生垣で、土地取り引き等ございまして、土地利用の支障になるためということでございます。

現在、ここの家は空き家でございまして、生垣も余り手入れがされていないようでございます。一見生垣の形が整っているように見えるんですけれども、拡大すると一部枯れているような部分がございます。非常にこれはひとりでは回復しないというような状況でございます。しかし、こちら細街路でもございませぬし、幅員6メートルの道路でございまして、何とか残せないかということをお、6月7日に申し出が出たときをお願いしたところ、非常に難しいということがありました。しかし、私も現場にもう一度行きまして、代理人の不動産屋さんから話が来ていたんですけれども、所有者本人にも連絡して残せないかというお話をしたんですが、やはり厳しいというような状況でございまして、不動産屋に任せているというような状況でございまして、今のところ、残すのは厳しいのかなというような状況で

ございます。

説明は以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの審議事項について、御質問、御意見があればお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

小島委員。

小島委員 先ほどの早稲田大学のは、早稲田大学ということで敷地も広いかと思うんですけども、移植とか、そういうような方法っていうのはやっぱり難しいんでしょうか。

熊谷会長 城倉元課長。

事務局担当 ここは、人しか通れない細い通路でして、移植するための搬出の機械が入れない、車も入らないような場所です。それと移植するには、相当な経費もかかりますし、それでも枯れるリスクが相当あるということです。この近所はもうほかの保護樹木、たまたま書いてないんですけども、細い通路沿いにはまだ保護樹木が何本も残ってしまっていて、なかなかそれを移植なり、残すなりというのは非常に難しい状況だというような判断をいたしました。

小島委員 ありがとうございます。

熊谷会長 椎名委員お願いいたします。

椎名委員 この木ですけども、隣の敷地というのはどういう条件なんですか。これ読んでみると、隣の人から大分言われているというお話ですよ。一つは隣の敷地がどういう利用のされ方が可能なのかなというのが一つと、それと、根が越境していますね。48年のときは越境してなかったんですかね。48年のときは、そういう考えはなかったと思うんですけども、私やっている最近の事例では、越境した場合には、土地の附属物ですから、不動産的には、登記的には、ですから二人の地主の承諾書をやって保護樹木にしたという例があるんですよ。ですから、恐らく一人の承諾書しかもらってないと思うんですけども、早稲田大学ともう一人の地主がそういう意思になれば残せるんじゃないかなという気がします。それは、とにかくにも細い路地がどういうふうになって土地利用がどうなっているのかと、大々的に何か土地を開発して、土地からも収益が上がるような形が可能なのか、すごい何かウナギの寝床みたいな土地ですよ。これはどうなんですかね。

事務局担当 この土地は、早稲田の通路側から隣の土地には入れないようになっています。その手前のビルの向こう側の細い道からその敷地内に入るような形になってしまっていて、今、隣接敷地には建物は建っていません。今、示しているところは更地になっております。今後、

詳しいことは聞いてないですけども、隣としてはマンションか何かの建設をするということとで土地利用をされるということです。

昭和48年というと、もう40年以上たっている樹木で、その時点ではケヤキも根は出ていなかったでしょうし、大きさもそんなに大きくなく、40年たって相当大きくなったのではないのかなど。もともとあった早稲田の柵を食い込みながら外へ出ていますので、そのことから考えても、やはり後から大きくなったのではないかというふうに推測がされます。

椎名委員 そこに塀がありますね。その下に基礎みたいなのがありますね。その基礎と根の関係はどういう関係なんですか。つまらない話ですけども。

事務局担当 基礎は乗り越えて、後から出てきた根だと思います。乗り越えて向こう側に出ているというふうになります。

椎名委員 乗り越えているね。そこは確認しておいたほうがいいですね。

事務局担当 はい。

椎名委員 乗り越えてないとすれば、その柵をつくったときに既に越境していたことを認識していたということがあり得るだろうし、ちょっと細かい話で申しわけないですけども。

さっきの平面図をちょっと出してくれます。隣の敷地というのは前面道路はどこですか。何か……いいんですけどもね。

事務局担当 基本的には、これだと思います。これとここの、調べたわけじゃないんですけども、道路状にはなっています。ただここには柵がしてあって、これ早稲田のところには植え込み位置になって、それより一段低いところが通路になっています。ですから、こっちからの出入りは無理です。ここから入って、道はこっち側とここまで行きどまりで、だからこの土地がここの持ち物だか、こっちの持ち物だかはちょっとわかりません。ですけども、道路状にはこうなっています。

椎名委員 わかりました。敷地上も、この敷地から見ると、これだと、南の敷地、隣地の敷地より南東になるのかな。ですよね。角にありますので。自分の土地として、土地の木として何か認識してもらえば、何かうまくみんなで残しましょうみたいなのが、ちょっと無理かな。財産権の問題ですからなかなか難しいと思いますけれども、そういう面では伐採しろとは隣の人言ってないですね。何か解決策を図れというお話です、早稲田には。そういうお話でしたよね、今、何かね。ですから、何か一つの解決策としては両者があわせて保護樹木を育てましょうみたいな、荒唐無稽ですかね。そういうのも一つあってもいいのかなという気がしますね、早稲田大学なら。早稲田大学の意思としては、そんなこともあってもいいのかなと

思いますね。特段、土地利用上、剪定か何かすれば、そんなに影響はないでしょうね。剪定の費用が毎年かかっちゃうとか、御負担にはなるんでしょうけれども。何かあれですね、その費用は早稲田大学が持つとか、そのぐらいの度量があってもいいですね。日本一の私立大学ですから。ちょっとそんなことも考えました。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

ほかに、吉川委員どうぞ。

吉川委員 写真で見る限り、保護樹木としてのプレートがついてないような気がするんですけども、名札が。

事務局担当 ついております。小さ目のものを余り目立たないようにという大学の要望もありまして、幹に似たような目立たない色の名札を使っています。

吉川委員 以前、早稲田大学は保護樹木のプレートがついてなくて、つけるということで話題になりましたね、その後の経過はどうかなと思ひまして。

事務局担当 5月に全部の保護樹木について、180本余りですか、全てにつけました。

吉川委員 はい、了解しました。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。

丹羽委員お願いをいたします。

丹羽委員 どうしても伐採やむを得ないというのでしたら、何か早稲田大学に新たに植樹をお願いするとか、そういった提案というのはできないもんなんでしょうか。ちょっとそこら辺を……。

熊谷会長 事務局お願いいたします。

事務局担当 普段から、早稲田大学は、かなり緑化に対しては前向きな姿勢でして、例えば大学の中で増築をしたり改築をしたりするときも、大きな木をかなり移植をしたりして残せるものはかなり残すような努力はしてきております。180本余り指定しているんですけども、指定してないものでもかなりまだ太いものもたくさん残ってしまっていて、それなりの管理を早稲田大学がしているというふうに私どもも理解をしているところです。ですので、キャンパスに入りますとかなりもう今の時期ですとうっそうと樹木が茂っているというような状況が見られますので、越境したりして、今後、隣接地との問題を残さないようにするためにも、

今回は切らせてほしいということで申請が上がりました。

丹羽委員 一斉に管理する。

事務局担当 そうですね、ほかの木については、もう影響していないものについては適正な管理をしていくという状況です。

熊谷会長 丹羽委員。

丹羽委員 伐採やむを得なければ、それにかわる木を新たに植樹するという、そういう提案ですがね。

事務局担当 大学の歴史が古いこともあって、敷地内に結構今樹木がたくさんあります。ですので、例えば新しい樹木を植えていることも多分しているんだと思いますけれども、これの代がえでするかしらないかというのは、それだけの将来大きくなる木を植えられるだけの土地の余裕があるかどうかということも含めて、今後ちょっと早稲田大学に当たってはみまされども、ちょっとどうなるかというのは難しいところですかね。空中写真なんか見ても、相当今の時点でも緑の緑被率というのは結構高いような状況であるかなというふうにして理解をしているところですがね。

熊谷会長 ほかにいかがでしょうか。

小野委員お願いいたします。

小野委員 小野です。

生垣について伺いたいのですが、保護樹木は区内にも本当にたくさんあるという認識があるんですが、区内に40件しか保護生垣がない現状の中、ちょっと経緯も伺いたいんですけども、今回解除が2件ということで、どんどん減ってきているのではないかなという危惧があります。生垣自体のよさというか、そういうのもちょっと伺いたいですし、また、今回、23メートルという規模としてはすごく長さもある、そういう立派な生垣が解除にさらされているということで、生垣についての基本的な、保護樹木と生垣を両方とも保護していくことになった経緯と、それから生垣についてのこれからの方針、また保護の認定がされる見込みのある生垣がほかに区内にあるのかどうかというような見込みのところも伺えればと思います。

熊谷会長 いかがでしょうか今の御意見、事務局からお願いいたします。

みどり公園課長 保護樹木制度は大分前から始まっておりますが、当初、保護樹木と生垣で始まった経緯は残念ながら私も居ませんでしたので、そこのところはよくわからない状況です。生垣は、非常に面的にもまた立体的にも人の歩く目線で見える立体的なものすごい効果のあ

るみどりですので、みどり公園課としましても、生垣助成制度を立ち上げてまして推進しております。保護生垣としましても、長さ15メートル以上の生垣ということで、現在、40カ所指定しております。今回解除が2件出まして非常に残念なところではございますが、昨年度の段階で緑の実態調査というものをしております。調査の中で、細かく生垣についても、区内全域を抑えておりますので、その中で新たに指定できるものがないかよく詳細にデータを分析してまいりたいと思っております。

熊谷会長 よろしいですか。

副会長お願いします。

輿水副会長 保護生垣の指定は15メートル以上ですよ、長さはね。これ資料ですと13メートルとなっているんですけれども、どっちが正しいの。今回13メートルの部分があるの。すみません、ちょっとわかりにくかったんで。

事務局担当 すみません。13メートルというのは、保護樹木等の指定及び解除（その1）で、先ほどご審議いただいた生垣でございまして、指定当初は15メートル以上あったのですが、途中で延長が短くなったものでございます。ただいまご審議いただいているのは、こちらの生垣、23メートルです。

輿水副会長 結構です。

熊谷会長 いかがでしょうか。一応、解除については、皆さんから大変たくさんのお質問や御意見を伺っているんですけれども、本日の議論として、指定のほうについては何かございまずでしょうか。将来のことを考えれば、むしろ指定しないほうが結果的にはいいんだという御意見もおありかもしれませんので、何もなければ原案のとおり指定をお認めをいただくということになります……

椎名委員お願いいたします。

椎名委員 写真を見まして、1-4のイヌシデです、ちょっと写真を、その部分がちょっと心配ですね。巻き込みがうんと発達していれば、そこを確認していれば、私は大丈夫かなと思います。要するに空洞はできていますけれども、周りの表皮がどんどんどんどん育ってきて、全体に閉塞まで行かないんですけれども、これだけ大きいと。でも巻き込んでくるんです。ウオントウッドと言うんですけれども、これが巻き込んでくれば、樹勢としてはすごくいい状態になりますので、活力と倒れるのとはちょっと別の問題なんで、活力はあるんですね、これね。見るとそんな感じですね。ただ、何ていうか、観察したほうがいいのかもありませんね、ちょっと。ここら辺どうするかなんですね。イヌシデ、きっと高田馬場一丁目イ

ヌシデというのはなかなか得難いものですし、上の部分も悪くない、ちょっと深植えですかね。そうでもないですか。ルートカラーが余り見えないので、根張りがちょっと見えないので、深植えかなと思うんですけども。

事務局担当 もともとの地盤みたいで、根はあるんですけどもちょっと草に隠れて見えないような状況。

椎名委員 笹で見えないのかな。

事務局担当 そうですね。

椎名委員 そうですか。

事務局担当 はい。あと、塗ってあるのはモルタルなんで、かなり以前に詰めたのではないかと。委員おっしゃるとおり、かなり巻き込みがあって、うまくいけばもうすぐ隠れるぐらいじゃないのかなというような気がします。

椎名委員 そうなんです。日比谷公園にある首かけのイチョウという有名な木があるんですけども、それもモルタルでやったんですけども、最近見ましたら、ほとんど見えなくなっていますね。おっしゃるとおりですね。ちょっと指定して、その経過も見ていけばいいと思います。モルタルのあそこの状況がどんどん狭まってくると思います。恐らくもっと大きいものだったと思います。モルタル処理しているふしが。だから所有者としては大事に育てていると、これはね。もう民間の方でこれだけのことを前にやられたということは、すごい保護の意識というか、すごく感じますね。ですから、そういうことに対してもやっぱり指定に値するのではないかと思います。恐らくモルタルはだんだんだんだん少なくなっている状況だと思います。だから、何か、担当の植木屋さんとかいけばちょっと聞いてみて、そういうことを確認しておくといいかもしれませんね。恐らく同じ植木屋さんが入っていると思いますので、そういう方に聞いてみればだんだん小さくなっているかどうかという時系列のものが取れると思いますので、そこら辺を確認して、あれがモルタルであれば、すごくあんな小さいモルタルを最初からやることはないんです。大きくモルタルをやりますので、空洞大きいので、そうするとあれだけの細さに、細長くなっていますから、白いところがモルタルだと思います。細長くなっていますから、巻き込みがすごくふえてきて、やがて全部モルタルの中に入るんですけども、表皮で覆われてしまって、何もなかったようになるんですね。これは10年とか20年とかもつとかがかりますけれども、そのプロセスの一過程、経過の状況かなというふうに思いますので、そんなことでございます。

みどり公園課長 その辺も確認していきたいと思います。

熊谷会長 渡辺委員お願いいたします。

渡辺委員 2-3のコブシですけれども、その写真ちょっと見せてください。これですけれども、コンクリですか、周りは。根元の周り、コンクリートですか。

事務局担当 あれは敷石ですね。この所有者は非常に樹木に対してとか、植物に対して熱心でして、非常に大事に育てていらっしゃいます。ただちょっと根元に土を盛って、いろいろなものを植えていらっしゃるので、できればそれを取っていただけると木のためにはいいのかなと思います。葉っぱが少ないのは、これ^{きんてい}剪定したばかりなんで、ちょっと枝数、葉数が少なくなっているような状況です。ただ非常に元気はありますし、幹に腐朽も見られないというような状況です。

渡辺委員 ちょっと根元のほうが、さっき気になっていたもので、ありがとうございました。

熊谷会長 ほかにございますか。

保護樹木、一応2件で8本の申請があったので、これについては、御意見が特にない限り原案どおりお認めをしていただきたいと思います。

参考にちょっとお伺したいんですけれども、これ諏訪神社のほうは、ほかにも保護樹木いっぱいあるような気もしますし、下手すると保護樹林もあるのではないかと思いますけれども。

事務局担当 保護樹木は既に15本ぐらいあります。

熊谷会長 ぐらいありますよね。

事務局担当 ええ、それと保護樹林にもなっております。

熊谷会長 ですよ。

事務局担当 はい。

熊谷会長 保護樹林と保護樹木というのは、ダブることはないですか。

事務局担当 ダブることはあります。ただ、ダブっていても、お金の話で言えば、限度枠9万円ですから、19本以上あれば9万円以上は出ません。ただ、保護樹林になっていることによって、集めた落ち葉を回収するというようなことは区の事業で行っています。

熊谷会長 何か、そういうことで保護樹林、保護樹木と言っても植物は全部一体で空間に生育しているので、その辺も含めて、今後十分に所有者の方に対応していただいて助言、あるいは指導と言ったらちょっと語弊ありますけれども、していただいて、協力をいただくようにしていただくと。

それから、今、権名委員の御質問にもあったように、十分に生育についての助言もすると

というようなことでいったらよろしいかなと思います。

イヌシデは区内では結構珍しいんですね。

事務局担当 そうですね。大きいものはそんなにないかなと思います。

熊谷会長 だから、そういう意味でも、区の保護樹木としては大変魅力的な樹木かなと思います。

椎名委員よろしければ、8本お認めいただいでよろしいでしょうか。

椎名委員 ええ。

熊谷会長 どうもありがとうございました。

それでは、8本については、御異議なしということですので、もう一度ちょっと戻りまして、解除のほうの件について、生垣は確かに小野委員の言われたように、これは毎日通学する子どもたちとか、町内を歩いておられる方にとっては大変魅力的なので、23メートルなくなると結構、影響が大きいと思うので、解除した経緯をきちんと審議会で審議をしていただいて、解除しましたということを近隣の方にも説明できるようにしたらよろしいかなと思います。今、お聞きしたら、所有者の方は、今ちょっと不在になっているようですが、多分、土地を処分されるんですか。

事務局担当 代理人を通していますけれども、本人にも確認しましたが、今は空き家でございます。もうここ数年住んでないような状況で、どうも売却を考えているようでございます。

熊谷会長 これは、随分前の審議会でも何回か御意見をいただいたんですけども、土地を売買するについては必ず更地にしてというような、そういうような昔の考え方がそのまま引き継がれていまして、最近のように、緑が大切な時代になったら、そうじゃなくて、むしろそれこそ副会長が言われましたけれども、海外では樹木があった土地のほうが価値が高いんですけども、日本は樹木を切ったほうが高いという、大変おかしいことで、不動産取り引きでは更地が原則ですので、この場合、もし、この所有者の方は売買を考えていたりということであれば、そして、さらに不動産屋の方が、次の買い手の方、所有者の方はある程度目鼻がついているようでしたらば、これは区の審議会の御意見を伺ってからですけども、一言新しい所有者の方にできるだけ生垣を残していただくと、それからそれについては、些少ですけども、ちゃんと区からのそれなりの補助金が出ますよというようなこと、あるいは生垣が続く限り、区でメンテについては助言指導をさせていただきますというようなことで、多分第一の問題は、不動産屋さんがまず切ってから土地を売買することを、ぜひその辺をちょっと考えてもらうということと、それからできれば良識のある新しい所有者の方に伝えて

いただくというようなことがいいかなと思います。そうすれば、新宿区の審議会の委員の方の気持ちが伝わるんじゃないかと、区民の方に、と、私ひとり言を言っておりますけれども、はいどうぞ副会長。

輿水副会長 会長の御発言大変大事にしたいと思いますが、ぜひそういうふうをしたいなと思います。ここの場所、仮の話なんですけれども、マンションになってしまうということを仮に考えるときに、ここは緑化計画書を出すような規模の敷地なり、計画になるのでしょうか。

と言いますのは、少し待っていただいて、緑化計画書にこのサワラを残すような、そういう指導なり、そういうことができる可能性があるのかどうかということをちょっと伺いたい。これ仮定の話で申しわけないんですけれどもよろしく願いいたします。

熊谷会長 係長お願いします。

事務局担当 敷地面積調べたんですけれども、344平米ありますので、この宅地を分割しない限りは250平米以上なんで、事前協議が必要となります。

輿水副会長 ありがとうございます。

熊谷会長 課長お願いいたします。

みどり公園課長 会長、副会長からお話いただきました今の方向を踏まえて、審議会からこういう意見があったということで、区のほうとしても不動産屋、また新しい所有者の方がわかれば、残していただけないかといったこととお話ししたいと思っております。

また、緑化計画書にそのまま残ってつながるのが一番よいケースだと思いますので、そういった可能性も是非押えながらお話ししてみたいと思います。

熊谷会長 ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、本日の審議事項の2番目については、指定及び解除について、原案のとおりお認めをいただくということにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

それでは、事務局へお返しいたします。

◎連絡事項

みどり公園課長 本日は、御審議本当にありがとうございました。

連絡事項でございますが、次回の第3回審議会ですが、9月の上旬を予定しております。

日時につきましては、改めて調整させていただきます。今回、お話いたしました保護樹木の

明文化の資料、また新宿区みどりの基本計画の改定内容を中心に御審議をいただければと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

◎閉会

熊谷会長 本日は突然の審議会の招集につきまして皆様本当にお忙しいところありがとうございました。大分きょうは建設的な御意見をいただきまして、一つは椎名委員が最初のお話いただきました指定する、あるいは解除するという、そういう指定解除という断面だけで成長し、育っていく樹木について審議するのはちょっとおかしいと、あるいは城倉樹木医の言われたように、環境も含めて審議してもらわないとやってられないというようなことでもございますので、いわゆるプロセスをどうやって、最初と最後だけじゃなくて、樹木をどうやって保護していくかという、そういうプロセスについてもこの審議会で何とか考えるような、そういうようなことを工夫してほしいというようなことがございました。

それから、もう一つは、アイデアで、今の現状の技術にとらわれないで、例えば落ち葉の清掃についても、大変すぐれた、かつコストの安いような方法もあるので、そういうことについて考えるべきであること。

そして、吉川委員の言われたように、新宿区は高齢化で、とても落ち葉掃除なんかできる者がいなくなるのに、それを放っておくというのは、審議会としては非常に体たらくであるということですので、その点も含めて、新しい技術とか何かを少し審議会でも勉強させていただくこと。

そして、私から申し上げたいのは、いずれにつきましても、やっぱりこれだけ深くいろいろ審議をしていく、それを実現するためには、やはり何と言っても人と予算がないとできませんので、これは場合によっては、みどり公園課なり、みどりの担当については、何とか定員、もしくは非常勤で結構ですので、そういうような人的手当てをできるように審議会のほうでも御提案をさせていただくようなことを御発言いただきたいと思います。本当に財政的な援助がないと、これからは何事も動きませんし、それから落ち葉とか、環境の清掃とか、維持には大変お金がかかってきますので、そういうことについても、この審議会で何かブレークスルーできるような御発言もいただきたいと思います。

ちょっと長くなりましたが、本当にきょうはありがとうございました。

副会長どうぞ。

奥水副会長 名前を出していただいたんで、あえて発言させてください。

審議会では、保護樹木の指定解除というのは大変大きな議題でして、大事な議題だと思っております。特に解除のほうは、委員の先生方、非常に苦慮されて、あるいは残念だなという思いを確認しながらと言いましょいか、積み重ねながら、やむを得ずわかりました結構ですというふうに御了承いただいて、非常に苦渋の決断を迫られるわけです。それが毎回あるんです。だから、事務局から言えば、保護樹木の指定と解除という普通の議題だというふうに思われているのかもしれませんが、我々は非常につらい決断を迫られていると、それを引きずって家に持ち帰るわけです、きょうもまた解除しちゃったなど、つらい思いを引きずっているんです。そのことをぜひ事務局はわかっただいて、私たちに、この審議会に後味の悪さを残さないようにしていただきたい、丁寧な丁寧な説明をしていただきたい、まあ残念だけれどもやむを得ない、でも保護樹木もあったから、指定もあったから、まあ何とか新宿の緑は維持できるんだなということを最後に持ち帰れるような、丁寧な御説明をぜひこれからもお願いをして、我々に苦渋を、重荷を背負わさないで、十字架を背負わせないでいただきたい、これはあえて申し上げておきたいと思しますのでよろしく願いをいたします。

以上です。

熊谷会長 よろしいでしょうか。

輿水副会長 はい。

熊谷会長 ありがとうございます。

本当にありがとうございます。それでは、事務局からの御連絡をいたしましたように、次回は9月ということで御予定をお願いしたいと思います。

きょうはどうもありがとうございました。

午前11時45分閉会